

た適切な干潟等の修復、干潟等における希少種の保護等保全のための有効な対策を検討していく。

- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の指定の検討

鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要と認められる地域については特別保護地区として指定することが出来る。この区域内においては、水面の埋め立て又は干拓や、立木竹の伐採、工作物の設置等を行う場合は、県知事の許可が必要となり開発が抑制される。このため、有明海及び八代海の特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある干潟等の鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について検討を進める。

#### ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項

##### (1) 河川における流況の調整

有明海及び八代海に流入する河川の流況の定期的な把握に努めるとともに、海域環境の保全及び改善を図るため、ダム貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況について調整を図る。

##### (2) 河川における土砂の適正な管理

有明海及び八代海に流入する河川においては、土砂の移動の状況等を必要に応じ把握するとともに、河川管理上の実情を考慮しつつ、原則として砂利採取量の削減を図る。

また、土砂の移動の状況等を踏まえ、各河川及び地域の実情に応じた総合的な土砂管理の方策について検討する。

さらに、各種工事や砂利採取等により発生する排水等が河川を汚濁することのないよう監視・指導を行っていくものとする。

#### ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項

##### (1) 河川の整備に関する事項

本来、河川が有する多様な生物相を保全するためには、治水や利水との調和を図りながら、河川の特성에応じた様々な工夫が必要である。このため、河川の自浄能力の維持や生態系の保全の観点からも多自然型川づくり等の環境に配慮した河川の改修を積極的に推進するものとする。

また、必要に応じて河口部において、開発等により失われつつあるか、又は既に失われた干潟等の保全・回復を図る等、これらの河川整備を推進することにより、海域への汚濁負荷の軽減や、河川の自然浄化機能の回復・向上を目指す。

##### (2) 海岸の整備に関する事項

有明海及び八代海沿岸は、貴重な自然環境を有し、多様な生物の生息・生育の場でもあることから、海岸利用及び海岸環境の保全に十分配慮しつつ海岸保全施設等の整備に努める。

##### (3) 港湾の整備に関する事項

有明海及び八代海に面する港湾及び海域の環境の保全及び改善を図るため、汚泥のしゅんせつ及び覆土の実施、水質浄化施設の整備等による水環境の改善策を進めるとともに、干潟・藻場の保全・再生、緑地の整備等を推進する。さらに、海水浄化能力の向上や海水交換の促進により水質等の保全及び改善が図られるよう配慮しつつ、港湾施設の整備に努める。なお、覆土等に当たっては可能な限り航路しゅんせつ等で生じる土砂を有効に活用するものとする。

##### (4) 漁港の整備に関する事項

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一環した水産物供給システムの基盤としてとらえ、大きな潮位差等の地域特性への配慮に加え周辺環境との調和を図りつつ、漁業活動の円滑化、就労環境・衛生環境の改善等を行うため、漁港施設、漁港関連道等の整備、泊地・航路の水深の確保及び漁港水域環境の改善を推進する。

#### ホ 森林の機能の向上に関する事項

熊本県森林・林業・木材産業基本計画に基づき、造林、保育の実施、林道の整備等による計画的な森林整備や、荒廃山地の復旧整備等を通じて保安林等を適正に保全するためのきめ細かな治山対策を推進する。特に、水土保全機能を重視する森林については、伐採時期の長期化や混交林化などによる多様な森林整備を実施していく。また、健全な森林が豊かな漁場（漁場）を育むという観点から、森林ボランティアや漁民の森づくり活動に對する支援を行う等、多様な主体の参加と連携による森林づくり等の推進に努め、有明海及び八代海に流入する河川流域の森林が持つ水の安定的な供給・確保などの多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させていく。

#### ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項

有明海及び八代海における漁場の生産力の増進を図るため、次の措置を講じ、漁場環境の改善を図る。なお、事業の実施の際には、その効果を高めるため、水産動物の種苗の放流等の関連事業との連携や関係各県間の連携を十分図るものとする。

##### (1) たい積物の除去、覆土、耕うん等

底質環境の悪化により効用が低下した漁場の回復を図るため、漁港漁場整備事業等により、覆砂<sup>※10</sup>、作れい<sup>※11</sup>、しゅんせつ、耕うん、たい積物の除去等を実施し、漁場環境の改善を行う。また、魚類の産卵・育成の場である藻場・干潟の造成等を推進するとともに、漁業者等を主体としつつ、地域の住民、NPO等の協力も得ながら藻場・干潟の修復・創造活動を進める。さらに、漁場環境の改善のための手法